

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第八条関係）【令和五年八月一日又は令和六年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

	改	正	案	現	行
目次					
第六章 医療法人					
第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等（第六十九条の二・第六十九条の三）					
第六十九条（略）					
第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等					
第六十九条の二 都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。					
2 医療法人（厚生労働省令で定める者を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。		（新設）		（新設）	
3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。					
厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認め					

るときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。  
5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

第六十九条の三 厚生労働大臣は、前条第三項の規定による情報の収集及び整理並びに分析の結果の提供に関する事務の全部又は一部を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

(新設)

○ 医療法（抄）（第九条関係）【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

目次	改 正 案	現 行
<p>第六章 医療法人 第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等（第六十九条の二・第六十九条の八）</p> <p>第六十九条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報（以下「医療法人情報」という。）の分析の結果を国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第六十九条の三 （新設）</p> <p>第六十九条の三 厚生労働大臣は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、医療法人情報を利用して、医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成及び統計的研究として厚生労働省令で定めるもの（第六十九条の七及び第六十九条の八第一項において「統計の作成等」という。）を行うことができる。</p> <p>第六十九条の四 （新設）</p> <p>第六十九条の四 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性</p>	<p>第六章 医療法人 第十節 医療法人に関する情報の調査及び分析等（第六十九条の二・第六十九条の三）</p> <p>第六十九条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>第六十九条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

を有する調査、学術研究又は分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）を行う者に医療法人情報を提供することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により医療法人情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第六十九条の五 前条第一項の規定により医療法人情報の提供を受けた者は、当該医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該医療法人情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第六十九条の六 第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受けた者若しくはその者の行う当該医療法人情報に係る調査、学術研究若しくは分析に従事する者又はこれらの者であつた者は、当該医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第六十九条の七 厚生労働大臣は、第六十九条の二第三項の規定による情報の収集及び整理並びに分析の結果の提供、第六十九条の三の規定による統計の作成等並びに第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部又は一部を独立行政法人福祉医療機構（次条において「機構」という。）に委託することができる。

第六十九条の八 第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者及び第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けて機構が第六十九条の三の規定による統計の作成等及び第六十九条の四第一項の規定による医療法

（新設）

（新設）

第六十九条の三 厚生労働大臣は、前条第三項の規定による情報の収集及び整理並びに分析の結果の提供に関する事務の全部又は一部を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

（新設）

人情報の提供に関する事務の全部を行う場合にあつては、機構）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の良質かつ適切な医療の効率的な提供のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

### 第八十五条（略）

第八十五条の二 第六十九条の六の規定に違反して、医療法人情報

の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十五条の三 前条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

### 第八十五条（新設）

（新設）

### 第八十五条（略）